

平成21年第2回三笠市議会定例会

平成21年6月26日(第2日目)

○議事次第(第2号)

- 1 開議宣告
- 2 諸般報告
 - (1) 一般行政報告
- 3 議 事
- 4 閉会宣告

○議事日程

- | | |
|------|-----------------------------------|
| 日程第1 | 諸般報告について(一般行政報告) |
| 日程第2 | 議案第35号から議案第43号までについて(委報第2号) |
| 日程第3 | 緊急質問 |
| 日程第4 | 議案第46号 常任委員会委員の派遣について |
| 日程第5 | 議案第47号 議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査について |
| 日程第6 | 意見書案第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書 |
| 日程第7 | 意見書案第9号 経済危機対策などに伴う地方負担の軽減を求める意見書 |

○出席議員(12名)

議 長	5番	高 橋 守 氏	副議長	1番	丸 山 修 一 氏
	2番	岩 崎 龍 子 氏		3番	佐 藤 孝 治 氏
	4番	齊 藤 且 氏		6番	武 田 悌 一 氏
	7番	儀 惣 淳 一 氏		8番	猿 田 重 夫 氏
	9番	谷 津 邦 夫 氏		10番	藤 浪 成 憲 氏
	11番	扇 谷 知 巳 氏		12番	熊 谷 進 氏

○欠席議員(0名)

○説明員

市 長	小林 和 男 氏	副 市 長	西城 賢 策 氏
総 務 部 長	森 原 裕 氏	総 務 課 長	梅 津 吉 昭 氏
		選 管 事 務 局 長	
財 務 課 長	右 田 敏 氏	企 画 経 済 部 長	北 山 一 幸 氏
企 画 振 興 課 長	金 子 満 氏	農 林 課 長	小 田 弘 幸 氏

商工観光課長	中村正法氏	環境福祉部長	澤上弘一氏
市民生活課長	須河恵介氏	保健福祉課長	永田徹氏
建設部長	中沢敏男氏	建設管理課長	松浦基晴氏
建設課長	三宅博文氏	水道課長	高嶋善男氏
教育委員長	大野政行氏	教育長	富樫繁樹氏
教育次長	黒田憲治氏	学校教育課長	米田廣文氏
社会教育課長	田中哲也氏	博物館長	栗山俊彰氏
病院事務局長	松本哲宜氏	消防長	長谷川浩二氏
消防署長兼 総務予防課長	辻道元信氏	生活安全センター長	阿部英雄氏
消防課長	西原淳志氏	監査委員	宇野政美氏
監査委員事務局長	鈴木信之氏		

○出席事務局職員

議会事務局長	星野直義氏	総務係長	豊口哲也氏
--------	-------	------	-------

◎開 議 宣 告

◎議長（高橋 守氏） ただいまから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 諸 般 報 告

◎議長（高橋 守氏） 日程の1 諸般報告に入ります。
一般行政報告の追加について、市長から報告を求めます。
市長、登壇報告願います。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 行政報告について追加分を申し上げます。
報告第1号市工事についてであります。

三笠市街25号線道路改良工事について、工事請負契約を締結しましたので、報告いたします。

別表に記載しておりますが、三笠市街25号線道路改良工事、多賀町であります。場所は、ちょうど赤川前議員さんの自宅のところから岡本コンクリートのほうに向かう道路でございます。長さが93.31メートル、幅が5.5メートルであります。契約金額、工期、工事請負人、それから指名競争入札、落札率当については、記載のとおりであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

◎議長（高橋 守氏） これより、一般行政報告に対する質問に入ります。
報告第1号、建設部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質問ないようですから、一般行政報告については報告済みといたします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

◎日程第2 議案第35号から議案第43号までについて（委
報第3号）

◎議長（高橋 守氏） 日程の2 委報第2号、議案第35号から議案第43号までについてを一括議題といたします。

本件は、さきの本会議において、総合常任委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

儀惣委員長、登壇報告願います。

(総合常任委員会委員長儀惣淳一氏 登壇)

◎総合常任委員会委員長(儀惣淳一氏) 総合常任委員会委員長報告を申し上げます。

さきの本会議で付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果について報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第35号から議案第38号まで条例改正4件、議案第39号計画変更1件、議案第40号から議案第42号まで補正予算3件、議案第43号動産取得1件の計9件であります。

この委員会は、全議員で審査を行っておりますので、質疑と答弁、内容の詳細、御配付の文書及び資料の説明につきましては、省略させていただきます。

付託案件、議案第35号三笠市長等及び三笠市教育委員会教育長の給料等特例条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号三笠市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号三笠市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第38号三笠市商工業等元気支援条例及び三笠市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号三笠市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、議案第40号平成21年度三笠市一般会計補正予算(第1回)について、議案第41号平成21年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)について、議案第42号平成21年度市立三笠総合病院事業会計補正予算(第1回)について、議案第43号動産の取得について、以上、各委員からの質疑と行政から資料説明と答弁があり、特段の討論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての御報告とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長(高橋 守氏) これより、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、議案第35号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) ないようですから、次に議案第36号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) ないようですから、次に議案第37号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 次に、議案第38号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 次に、議案第39号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 次に、議案第40号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

- ◎議長（高橋 守氏） 次に、議案第41号について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）
- ◎議長（高橋 守氏） 次に、議案第42号について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）
- ◎議長（高橋 守氏） 最後に、議案第43号について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）
- ◎議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、議案第35号から議案第43号についての質疑を終了いたします。
これより、討論、採決に入ります。
初めに、議案第35号について討論を行います。
（「なし」の声あり）
- ◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。
お諮りします。
議案第35号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- ◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。
議案第35号三笠市長等及び三笠市教育委員会教育長の給料等特例条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。
次に、議案第36号について討論を行います。
（「なし」の声あり）
- ◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。
お諮りします。
議案第36号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- ◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。
議案第36号三笠市職員給与条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。
次に、議案第37号について討論を行います。
（「なし」の声あり）
- ◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。
議案第37号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- ◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。
議案第37号三笠市税条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第38号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りします。

議案第38号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第38号三笠市商工業等元気支援条例及び三笠市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第39号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りします。

議案第39号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第39号三笠市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第40号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りします。

議案第40号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第40号平成21年度三笠市一般会計補正予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第41号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りします。

議案第41号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第41号平成21年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第42号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りします。

議案第42号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第42号平成21年度市立三笠総合病院事業会計補正予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第43号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りします。

議案第43号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第43号動産の取得については、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎日程追加の議決

◎議長(高橋 守氏) お諮りします。

株式会社桐山の民事再生法申請と三笠天然温泉「太古の湯」について、谷津議員から緊急質問の通告があります。

同意の上、日程に追加し、発言を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

谷津議員からの緊急質問の同意の上、日程に追加し、発言を許可することに決定いたしました。

この際、日程表の配付のため、会議を休憩させていただきます。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

◎議長(高橋 守氏) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第3 緊急質問

◎議長(高橋 守氏) 日程の3 緊急質問を行います。

通告に従い、質問を許可します。

9番谷津議員、登壇質問願います。

(9番谷津邦夫氏 登壇)

◎9番(谷津邦夫氏) 6月定例最終日に当たりまして、この際、緊急質問を提出し、許可をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

内容は、その1、株式会社桐山の民事再生法申請と三笠天然温泉太古の湯について、その現状と今後の見通しについて御質問を申し上げたいと思います。

一昨日の24日、取引先のもとへ株式会社桐山から、6月25日の支払いができず事実上経営破綻しますとの通知が流されました。その内容を要約しますと、6月22日に民事再生手続開始申し立てを静岡地方裁判所富士支部に申請し、24日に保全処分が決定されたとのことであります。このことによって、当市の振興開発構想の大きな目玉の一つであります三笠天然温泉太古の湯の成り行きが一層心配される事態になりました。

今月18日、本会議の一般質問で私は、市長の政治姿勢として、まちづくりの動向についてただし、具体的に太古の湯の宿泊施設についての答弁を引き出したばかりであります。その答弁の内容は、宿泊施設の建設予定については、建築確認申請書はおっており、工事にかかりたいが、その状況ではない、着工することによってちょうどお盆に差しかかり、お客への影響が出るので時期を延ばしたいとの話を聞いているとのことであります。しかし、その回答は何だろうかという、今は市の甘さに不信さえ感じております。

現実問題として受けとめてはいても、市長の政策として三笠の西の玄関口にアミューズメントの温浴施設を計画し、議会の中では株式会社ワンディ・スパの誘致には、理事者との間で多くの議論を交わし、今日まで疑心を持ちながらもその運営状況を見守り、協力をしてきたところでございます。その疑心、疑念とは、株式会社ワンディ・スパの幾度もの繰り返す設計変更とモーリスフランク・ジャパン問題でありました。その後、平成20年1月23日には、みずからの進出が困難となり、結局ワンディ・スパ三笠店の建設元請業者の株式会社桐山へ事業を承継したことは周知のとおりでございます。

私は、さきの本会議質問で、経済不況の中、まちづくり政策の動向に一抹の不安や先行きを心配している市民も少なくないことを投げかけてまいりました。そのやさきの事態であり、政策責任者であります市長からの見解をいただきたいと思えます。

まず、第1質問として終わらせていただきます。

◎議長(高橋 守氏) 西城副市長。

◎副市長(西城賢策氏) 桐山の問題につきましては、非常に残念に思っています。これまでも心配されることが何度かありまして、その時点時点では我々できる限り情報をとって対応してきたつもりではありますが、いかんせん情報量が少ないということです。

今ほどの御質問の中に市の甘さということの御指摘がございました。私ども甘いということについては、これはいろいろ御指摘もあるでしょうから、そのことについてどうこう申し上げるといことはございませんが、時点時点で私どもがやれる最大のチェックをさ

せていただきながら対応をしてきたということでございます。

なお、振興開発構想につきましては、作成以来この実現について一步一步前進をさせてきているところでありますけれども、この温浴施設については、まさに御指摘いただきましたように振興開発構想の目玉であります。この目玉について、私どもとしては全力を傾注して何とか実現にこぎつけたということでございますので、その点では施設誘致については一定の実績を上げたということだと思っておりますが、この経営主体についての問題はこれとは、今回新たな問題として出てきて、私どもとしてはできるだけ正常な運営をしていける事業体がここを担当してくれればとずっと願っておりました。その意味では、桐山さんが最終的にソフィア中村との関係で苦しい中、何とか自分たちが引き受けて実行していく、これは当然のことながら自分たちが抱える債権のこともありまして、これらの保全ということもあって、あの施設をみずから運営せざるを得なかったという背景があると思いますけれども、そんな背景の中で苦肉の策で対応してきたということでございます。それから、市としてもできるだけの支援をしていきたいというふうに考えておりましたけれども、しかし残念ながら今日的な状態になった、立ち至ったということでございます。今のところ民事再生ということでございますので、続ける意思はあるということでございますから、その続ける意思をさらに大事にして、市としてやれることをしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

◎議長（高橋 守氏） 谷津議員。

◎9番（谷津邦夫氏） 今回のこの事態というのは、対市民的に見ても、まちのイメージが非常にマイナスになるなど、そういう懸念をしております。それで、北海道の経済人でない方々の金融機関を含めて、それぞれ静岡だとか違う方向の話も耳にしたりしています。当初の出発が三笠のまちにぜひ温浴施設をとということで、平成18年4月25日に当時のワンディ・スパと市は確認書を交わしておりまして、その中に合意事項というのがございます。それはいみじくも、その確認書も支援ということで、いろんな形で期待にこたえるようなことを市はしてきたというふうに私も思っています。議会でもいろんな議論がありました。それは、三笠が行う内容としてインフラ整備をしますよと。総額的にも5億8,000万円ぐらいのインフラ整備をしています。あるいは土地を完全更地にしますよということで、7,200万円何がしの費用を投資しています。これはサンファームエリアの再開発の話です。あるいは補助金の助成ということで、例の空知発展機構の中の新産業創造等の基金ということで、その形を市の条例として設置をして、3億5,250万円を桐山のほうに振り込んでもう既におります。あるいは集客の協力をしますということで、プールを利用した介護予防等のことをやったり、いろんな形で支援をしているというふうに、私もそう思っています。その後、平成20年1月23日にこの桐山のほうにワンディ・スパが事業を承継したということもありまして、これまた市は9項目にわたって確認書や覚書などを承認しております。それはそれとして、それなりの市は支援をしながら

進めてきたというふうに思っています。

ただ、そこで、土地は賃貸し、期間は30年と、15年は解約しないものとし、という話ですが、その15年間の財政効果は賃貸料等を含めて2億2,600万円になりますということ、そういう見込みをしております。その辺、これからの話にすべてがなるかと思えますけれども、私どもの議会の中に聞こえてくるのは、桐山さん含めた弁護士といえますか、含めて多くのそういう議論があったと思います。先ほど私も触れましたけれども、5月25日のまちづくり特別委員会の中でも宿泊所をつくり、ということも含めて具体的なものまで出してもらいました。しかし、その現実には、残念ながら、きょうの北海道新聞ではないけれども、中身は定かではありませんが、この18億4,600万円のうち12億円はこの資金繰りに行き詰まったのは、こっちのワンディ・スパのこの建設費を含めた、すべてがこっちのほうの形に書かれておりますけれども、その辺はちょっと私も定かにわかりませんが、そんなことを含めて、その弁護士と言われる方とどんなやりとりをして、その宿泊施設というものを建設するというのを5月25日に報告を受けているわけですから、その辺も含めてどんなことになっているのか、ちょっと中身を聞かせてください。

◎議長（高橋 守氏） 西城副市長。

◎副市長（西城賢策氏） 5月に来られた際に、桐山の社長さん、それからよく一緒に来られる弁護士さん、それに桐山の社員の方、あと残りお二人くらいおられたと思いますが、いろいろお話を聞かせていただきました。この時点では、25日の日に議会答弁もさせていただきますように、宿泊棟の建設をしたい、この趣旨は多くの方、来られる方から、どうして泊まれないのだと、泊まれる環境をつくってくれということもあったし、桐山サイドの戦略としては、やはりああいう施設については、毎年度毎年度少しずつでもいいから新しいものが魅力が加わるということが、非常にその事業を継続して長く元気に保つ要素なのだということで、そういう意味ではぜひやりたいと。その際に来られた弁護士さんが特に何か発言をされたかということ、それほどのことはありません。私どもとしては、私どもがお願いしていた収支関係も含めて明らかにしてもらいたいので資料を出してくれということでしたが、こういう業界は非常に競争が激しいので、簡単にその事業体だけの収支を出すわけにはなかなかいかないのですというお話が桐山さんのほうからありまして、そのことについて弁護士さんも間に入っていて、いやいや、まあ何とか出させるようにしますかと、安心しておいってくださいというお話がありましたのですが、残念ながらそれは実現をいたしませんでした。そういう意味では、何らかの支障のある事象があつた時点で生じていたのかもしれないというふうに思っておりますけれども、これは何とも言えません。桐山さん側の戦略としては、どんどんそういう新しい魅力を付加していきながら何とかあれを活性化したいと。現状では当時の説明では、日常的に事業を運営していくという程度の運営はできておりますと。ただ、借り入れした借財に関して返していくところまでのまだ資金ができませんので、まだオープンしたばかりなので、何とかま

た二、三年見守っておいていただきたいと。事業は必ず活性化してまいりますのでという雰囲気のお話をございまして、私どもも、そういうことであれば、元気にやっていただけるのだなということをございました。私どもとしては、もちろんまたさらに発展基金が出ているわけですから、それ以外に市が直接生金を出すなどということは考えておりませんでしたので、ともかく市がやれる、生金を出すようなことではなくて何らかの支援、例えばPRにもっと力を貸すとか、そういうものについては私どもとしてもまた相談は十分受けられるので、そういう話はぜひいただきたいと思いますよというお話程度で当日は終わったところです。

それから、あと宿泊棟の後では、市として例えばああいう施設を使うとすれば、会議室等が大規模なものがないと、例えば市町村が集めた会議だとかそういうものができないのですが、どうなのでしょうかねという話をした際に、そういう拡張もさらに次の拡張時点で考えていると。その時点ではまた市に力を貸してもらうことがあるかもしれないので、その際はよろしくというお話でしたから、一度はっきり黒字に見せてくださいと。黒字に見せてくれない限り、何か赤字続きの事業に対して市がとんどん支援していくということにはやはりならないと。だから、それらがきっちり運営できて、ああ、なかなか立派な施設になったと言われるような形になれば、私どもとしては、やっぱり支援のことについてもまだ考える要素にはありますよというお話を申し上げてお帰りいただいたというところまででございます。

以上です。

◎議長（高橋 守氏） 谷津議員。

◎9番（谷津邦夫氏） 弁護士あるいは会社もそういう説明を聞いて、今、副市長の話ではないけれども、黒字を見せてくれと、そういう強い意志は表示したというふうに、それは信用しますけれども、これまでこれだけの多くの支援をしているわけですから、民間施設といえども、先ほどの発展基金のことも含めて、もっともっと市は強い発言権を持ってほしいと、そういうふうに私は、これからのことを考えると期待をしなければならないと思っています。

特に、この太古の湯のやっぱり利用者、私も何回か利用しましたがけれども、ミストサウナもついて立派なものですよ。ハード的なことも含めて価値はあると思います。1,575円が決して私は高いとは思いません、実際に利用して。ただ、大衆向きでないということと言えるのですよ。その辺の390円の銭湯とか小さな健康ランドと違って、内容は確かに充実しているなというふうに。ただ、この北海道のこの地域に、本当に当たっているかどうか、そういうどんなりサーチをして入り込み人員を見込んだのか、非常にその辺がわかりません。年間19万8,000人なんていったら、とてつもないやっぱり数字なのですよ。この前のまち特で出された入り込み人員を見たら、1日大体100名ですよ。19万8,000人の見込みのこの計画からいったら、1日入館者550名いなければならないと。5分の1ぐらいにしかならない現実を見ると、非常にこれからの営業、

やっぱり不安要素というものがずっと何かつきまとう感じがいたします。

それで、従業員が36名でしたか、おられるわけですけれども、やっぱり働く人たちもひしと感じている部分というのがあるのですよ。その辺、三笠市民も働いておりますし、一つの雇用の場としても大事な場所でありますので、その辺もこれからもできることであれば継続してもらえるのであれば、一番ありがたいなと思っています。

それで、今年の6月、いみじくも25日なのです、オープンしたのが。それで、今回が25日で、ちょうど1年ですよ。この空知発展機構からの基金活用が3億5,250万円、果たしてこの短期間の中で上部組織といいますか、道も含めて本当にこれ認められるのかどうかという気が私もしていました。その辺ちょっと見解欲しいのと、もう一つは、市内の取引業者、いわゆる債権者がどの程度いるのかつかんでいれたいと思っています。いずれにしても、その目先で振り回されるのではなくて、何か先行きがやっぱりしっかりと持てるような、これからの交渉の中ではやっぱり発言権をしっかりと持って市も強い態度で出てほしいなと、そういうふうに思います。特に市民の不安を招かないことが大事でありますし、そういう意味から今後の見通しと、ぜひ市長も最後に見解をいただきたいと思います。3回目ですので、質問終わりますので。

◎議長（高橋 守氏） 西城副市長。

◎副市長（西城賢策氏） 基本的にあの施設が誘致は実現いたしましたけれども、市が直接生金を補助金なりなんなりで出したということは一つありません。ですから、振興センターの助成だけということでございます。その振興センターのほうの今のところの見解は、市の考え方でそれは御判断されることですのでということです。規定上は返還云々ということは特にうたわっていないということでございますので、それは今のところの見解はそのように伝わっているというふうにお考えいただければと思います。ただ、今後、あの施設がもしも処分にあつたということになった場合には、その処分した場合利益が出たらと、こういうことです、言い方としては。利益が出たら、その利益に基づいて一部返還していただくこともあり得ますよということでございますので、この辺は今後進んでいった中で、あるべきように対応していくということしか今のところないというふうに考えてございます。

それから、市内の債権者については今調べておまして、先ほど仄聞いたしますところは三、四社というふうにお聞きしておりますけれども、明確ではありません。これはまだきのうのきょうでございますので、私ども今調査している最中でございますので、御了承いただければと思います。

◎議長（高橋 守氏） 小林市長。

◎市長（小林和男氏） 大変皆さん方、そして多くの市民の皆さん方に御心配をかけたということにつきましては、大変私自身、申しわけなく思っているところでございます。

ただ、この問題については、私自身が平成15年に市長になって6市町村による市町村合併の問題が大詰めを迎えた段階で、市民の皆さん方にアンケートをとったり、議会の皆

さん方の御意見をいただきながら最終的に自立をしようという結論に達したわけでありませう。当然、自立をしていくためには、あの当時のことを思い出しますと、財政的にも非常に厳しい状況に追い込まれておりました。この厳しい財政状況を何とか解決しなければならないという課題を抱えながら、しかし新しい三笠のまちをつくり上げていくためには、やはり企業誘致というものは特に大切であるというふうを考えまして、そのことが結果として、三笠のまちの将来に向けていいものをつくり残していくということが、私の課題であるというふう判断いたしまして、御承知のように、市民挙げて振興開発構想をつくったわけでありませう。

そういう意味からしますと、まず西の入り口、玄関として、あの一帯を開発していこうということから、あのエリアに重点的な力を入れてきたところでございませう。特にこの温泉施設というのは、当時ほかの市町村にもたくさんございまして、三笠では何とか誘致できないのかという市民の多くの方々の願いでもありました。したがいまして、そういったやさきの中で、ソフィア中村が名乗りを上げていただきまして、それ以来、今日まで経過については皆さん方にその都度御報告申し上げてきたわけでありませうが、最終的にこういう結果になってしまったということは、極めて残念でありませう。私自身もこのファクスを見たのが24日という状況でありませうので、その当時のことから今日までの経過ということについて、もう一度改めて自分なりに総括をしてみたいなというふう思っているところでございませう。ただ、破綻するといった状況ではなくて、民事再生という方法を選んだということは、桐山さん自身がこれからも事業をやっていききたいという、そういう意欲のあらわれではないかと思っております。そういう中で、今後、我々としても、一刻も早く債権者会議等いただきまして、一定の裁判所の結論が出るのを期待しております。

しかし、今回のことは一つの大きな教訓として、これからも企業誘致については、手を上げたからすぐ飛びつくといったわけではなかったのですけれども、しかし結果的にはその入り口の段階で甘さがあったのかなというふう考えておりまして、その点については深く反省しなければならないだろうというふう思っておりますので、今後、企業誘致についてはやはり性善説だけでは到底乗り切れない現代のこの厳しい環境なのかなと改めて感じて、石橋をたたいて渡るがごとくの状況で、慎重の上にも慎重を期してこの問題に取り組んでいきたいというふう思っております。それが今の段階で私が答えられる状況です。今後ともまた機会あるごとに議会の皆さん方にも報告し、お力をいただきながら三笠のまちづくりに努めてまいりたい、このように考えておりますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げたいと思ひませう。

以上です。

◎議長（高橋 守氏） 谷津議員。

◎9番（谷津邦夫氏） あとは、これからまちづくり特別委員会等でまた対応させてもらいたいと思ひませうので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

◎議長（高橋 守氏） 以上で、谷津議員の質問を終わります。

これもちまして、通告のありました質問は終了いたしました。

◎日程第4 議案第46号 常任委員会委員の派遣について

◎議長（高橋 守氏） 日程の4 議案第46号常任委員会委員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

本案については、常任委員長及び副委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第46号について、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第46号常任委員会委員の派遣については、原案可決されました。

◎日程第5 議案第47号 議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査について

◎議長（高橋 守氏） 日程の5 議案第47号議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査についてを議題といたします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び常任委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでございますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

議案第47号について、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第47号議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査については、原案可決されま

した。

◎日程第6 意見書案第8号地方財政の充実・強化を求める意見書

◎議長（高橋 守氏） 日程の6 意見書案第8号地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

本案については、丸山議員ほか3名からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、丸山議員から提案理由の説明を求めます。

丸山議員、登壇説明願います。

（1番丸山修一氏 登壇）

◎1番（丸山修一氏） 地方財政の充実・強化を求める意見書を読み上げて提案いたしますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

世界同時不況に端を発した経済状況は深刻の度を増しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要になっています。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけこれらの政策分野の充実・強化が求められています。2009年度予算では、当面の追加予算措置として「ふるさと雇用対策特別交付金」などの雇用対策交付金、地方交付税に「地域雇用推進費」などが盛り込まれましたが、これらの予算規模を地方財政計画・地方交付税措置に継続的に取り入れるなどの大胆な予算措置が必要です。

このため、2010年度の地方財政予算全体の規模拡大に向けて、政府に次のとおり対策を求めます。

記。

1、医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2010年度地方財政計画・地方交付税総額の規模を拡大すること。

2、地方財源の充実・強化を図るため、国・地方の税収配分5対5を実現する税源移譲、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

3、当面の財政措置として導入された地方交付税（地域雇用推進費）、雇用対策関連交付金などに相当する規模を一般財源として恒久的に地方財政計画・地方交付税措置に取り入れ、自治体が安心して雇用対策に取り組めるような環境整備を行うこと。

4、景気対策を通じて拡大する公共事業に対して、地方負担を増加させることのないよう十分な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年6月26日。

提出先は下記のとおりですので、よろしく御採択くださるようお願い申し上げます。

◎議長（高橋 守氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定いたしました。

続いて、お諮りします。

意見書案第8号について、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第8号地方財政の充実・強化を求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付させていただきます。

◎日程第7 意見書案第9号 経済危機対策などに伴う地方負担の軽減を求める意見書

◎議長（高橋 守氏） 日程の7 意見書案第9号経済危機対策などに伴う地方負担の軽減の軽減を求める意見書を議題といたします。

本案については、佐藤議員ほか3名からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、佐藤議員から提案理由の説明を求めます。

佐藤議員、登壇説明願います。

（3番佐藤孝治氏 登壇）

◎3番（佐藤孝治氏） 経済危機対策などに伴う地方負担の軽減を求める意見書案を朗読提案させていただきます。

我が国が直面している未曾有の経済危機を克服するため、政府にあっては、4月10日に「経済危機対策」を策定し、21年度補正予算案が国会で可決、成立いたしました。

この対策の中では、地方の逼迫した財政事情を考慮し、地方における公共投資のための臨時交付金や、地球温暖化対策、少子高齢社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じる、きめ細やかな事業を実施する臨時交付金なども盛り込まれています。

このことから、地方自治体の財源確保のため、下記の点に十分配慮していただき、きめ細やかな対策を講じる強く要請します。

記。

1、地域活性化・公共投資臨時交付金（1.4兆円）及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金（1兆円）、さらには経済対策関連の地方自治体に配分される15の基金などの

運用に当たっては、それぞれの地域の実情や創意工夫に応じて柔軟に対応できるよう配慮すること。

2、また、消費生活相談窓口機能強化を図るため積み増しが予定されている地方消費者行政活性化基金については、人件費にも充当できるようにすること。

3、さらに、臨時的に21年度から3カ年の財源措置が行われている基金などについて、その後の地方負担のあり方について、十分検討を行うこと。

4、平成21年度まで実施されている公債費負担軽減対策の継続など、急激に悪化している地方税財源の状況を勘案して検討を行うこと。

以上、地方自治他方第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年6月26日、北海道三笠市議会。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

◎議長（高橋 守氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

意見書案第9号について、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第9号経済危機対策などに伴う地方負担の軽減を求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付させていただきます。

以上で、今定例会に付議された事件は、すべて終了いたしました。

◎閉 会 宣 告

◎議長（高橋 守氏） 以上をもちまして、平成21年第2回定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時44分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員